

**国立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案**

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 24 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引上げを行うとともに、個人所得課税の見直しに伴う均等割額の軽減判定所得基準の見直しを行うため、条例の一部を改正するものである。

**国立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案**

国立市国民健康保険税条例（昭和 34 年 4 月国立市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「61 万円」を「63 万円」に改める。

第 21 条各号列記以外の部分中「61 万円」を「63 万円」に改め、同条第 1 号中「33 万円」を「43 万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および法第 703 条の 4 第 10 項第 1 号に規定する特定同一世帯所属者（以下単に「特定同一世帯所属者」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第 703 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。）をいう。以下この

号において同じ。)の数および公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改め、同条第2号中「33万円」を「43万円(納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に、「法第703条の4第10項第1号に規定する」及び「(以下単に「特定同一世帯所属者」という。))」を削り、同条第3号中「33万円」を「43万円(納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改める。

附則第2項中「(昭和40年法律第33号)」を削り、「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「および山林所得金額」を加え、「法」を「法」に改め、「とする。))」の次に「および山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」を加える。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の国立市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。